

第4回 事前復興まちづくり計画策定推進に向けたあり方勉強会

議事概要

【①復興事前準備や事前復興まちづくり計画の必要性の周知と被災前に実施する復興まちづくりの取組の周知】

- 防災「も」まちづくりの言葉について、一般の人にはこの文言だけでは意図が伝わらないのではないか。常に「プラス防災」の意識でまちづくりを考える、というのが意図だと思う。記載方法については検討してほしい。

【②都市計画や立地適正化計画等の既存計画や既存の検討組織の活用】

- 「既存計画と事前復興まちづくり計画の連続性や相違点の確認」とあるが、計画間の調整や都市計画マスタープランの更新に向けたフィードバック等を想定していると思うので、その点についても記載できると良い。
- 現在定められている都市計画マスタープランを参照するだけでなく、事前復興まちづくり計画で検討した復興イメージを関連計画にも記載することで、実効性を確保し、次世代に確実に事前復興まちづくりが継承されていくようにすることが重要である。
- 復興と既存の関連計画の連続性も重要だが、不連続だからこそ復興が必要になる。既存計画との調整だけでなく、復興ならではの考え方を既存計画に盛り込むことも重要である。
- 既存の関連計画、既存の組織の観点だけでなく、手続き全体の流れという視点で整理できるとよいのではないか。また、計画の内容と手続きなどを分けて記載できると良い。
- 既存組織の中に、危機管理部局主管の防災会議についても書き込めると良いと考える。危機管理部局も含めて、幅広に取り組みを推進する必要があると考える。また、内閣府防災や防災庁との連携についてもとりまとめの中にあると良い。

【③都道府県が果たす役割の明確化】

- 被災した際に県がどのように動くべきかあるいはどのように市町に関わるのかについて、東日本大震災や能登半島地震の被災県がどのように対応したのか確認・検証した上でどのような対応をすべきか検討する必要がある。
- 都道府県の取組が市町村の計画策定推進に寄与している状況を考えると、③の書き方が非常に重要である。全国的には南海トラフ地震の対象地域で事前復興まちづくりの取組が進んでいるが、それ以外の県にも取組を進めていただく必要がある。

【④中小規模市町村への更なる支援】

- 資料では都道府県の次が中小市町村になっているが、政令市と、その他中核以下の市町村では、都市計画制度において県との関係性が異なる。政令市の役割や権限を踏まえて、大規模市町村（政令市等）、一般市町村、小規模市町村等の整理ができると良い。
- 市町村は事前復興まちづくりにおいて様々な事業を実施することになる。防潮堤の整備や、道路の整備に向けた担当部局との調整、住民や商業者の方たちとの合意形成についての記載が必要である。

【⑤実現可能性の向上に向けた事前復興まちづくり計画の適切な見直しの推進】

- 様々な計画に基づいて事業を進めることになるが、市町は多くの計画を所管し、各計画はそれぞれで見直し作業を行っており人的負担が大きい。余裕を持って計画を見直しできる流れになると良い。

【⑥地方自治体における事前復興まちづくりに係る取組の着手や深化の必要性の再認識】

(ご意見なし)

【⑦事前復興まちづくり計画の策定に取り組むインセンティブの整理や検討】

- 財政的なインセンティブだけではなく、自治体の皆さんが取り組みに着手できるようなインセンティブがあるとよい。

【事前復興まちづくりの主体について】

- 主体が不明瞭な中では、関係部局との連携はさらに難しい。事前復興まちづくりの主管は基本的には都市計画部局だが、危機管理部局になることもあり、これは重要なポイントである。
- 災害対策本部は危機管理部局、それ以降の復興は都市計画部局という基本的な主体の考え方は掲載いただけると良い。ただし、該当部局がないなどでこのやり方が難しい中小市町村向けの情報を記載することも重要である。

【その他】

- 庁内の横連携が重要である。市街地の復興は都市分野だけがやるのではなく、都市計画部局を中心に住まいや産業の主管部局なども連携して検討していくことが重要である。
- 復興まちづくりで重要なのは人材育成である。訓練を継続的に実施し、復興まちづくり人材の継続的な育成を進めることも重要である。

以上